

滋賀県史編さんの方向性（たたき台）

第1 編さんの目的

県史の編さんは、これまでの滋賀県の歩みや先人の努力と知恵を振り返り、その歴史を学ぶことによって、ふるさと滋賀に一層の愛着と誇りを育み、未来を考える知的資源として後世に伝えるとともに、県の歴史に関する貴重な関連資料を収集・保管し、その散逸防止を図ることを目的とする。

第2 編さんの方針

- ① 滋賀県の歴史的な変遷を日本および世界の歴史の中に位置づけること。
- ② 最新の研究成果を取り入れ、公文書等の一次資料等に基づき整理を行い、高度な学術研究の水準を保つこと。
- ③ できる限り平易な表現で記述するとともに、写真や図版を収録するなど、県民に親しまれる県史とすること。
- ④ 資料の調査および収集を県内外の広範囲に実施し、収集した資料の保存および活用を図ること。
- ⑤ 編さん過程を「見える化」して、県民の理解と協力のもとで編さんを行うこと。

第3 県史の構成

(1) 県史の対象とする年代について

- 例) ① 第二期県史の続編として編さん
② 明治維新後あるいは滋賀県誕生以降を対象に編さん
③ 上代以降を対象に編さん

(2) 県史の構成について

- 例) 年代順、分野別
- | | |
|----|--------------|
| 例… | ① 政治・行政・社会運動 |
| | ② 環境・琵琶湖 |
| | ③ 産業・経済 |
| | ④ 社会・福祉 |
| | ⑤ 教育・文化 |

(3) 県史の規模について

資料編〇巻、通史編〇巻、年表

第4 編さんの期間および組織

(1) 県史の編さんにあたっては、編さんに関する重要事項について検討するため、(仮)県史編さん委員会を設置して進める。

例) 構成員等の例: 有識者(執筆関係)および各界人(分野関係)、規模(懇話会と同規模)、

(2) 県史の編さんに係る企画、県史の編集および調査を行うため、(仮)県史編さん委員会に部会置く。(部会長は委員の中から選出)

(3) 編さんに要する期間について

令和5年度に着手。編さんに必要な期間の見込みについて。

第5 県民への情報提供等

県史の編さんにあたって、資料編さんの進捗状況のほか、収集した資料や調査研究の成果を分かりやすく県民に提供することは、県民の理解と協力を得ることにつながり、また、将来の県史の利活用にも寄与する。

具体的な情報提供方法の例: 編さん委員会冊子の定期的な発行、講演会の開催 など